

国際物流拠点産業集積地域の指定について

1. 国際物流拠点産業集積地域制度について

- 昨年4月に施行された改正沖縄振興特別措置法において、従来の自由貿易地域及び特別自由貿易地域を拡充した『国際物流拠点産業集積地域』を創設。
- 沖縄の国際物流拠点を活用する高付加価値モノづくり企業や高機能型の物流企業を集積し、沖縄の産業及び貿易の振興を図る制度。

(主な措置内容と法改正による拡充内容)

- ・ 認定法人の所得控除制度（控除率を35%から40%に引き上げ）
- ・ 所得控除制度の認定要件の緩和
 「専ら地域内において事業を営む」との要件を緩和し、一定要件（最低雇用数）を満たす場合には、地域外に事業所を有する法人も認定対象に。
- ・ 新たに集積が期待される事業を所得控除制度の対象に追加（追加事業は下線）
 製造業、こん包業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業

2. 地域指定について

- 平成25年1月9日に、沖縄県知事から地域指定についての申請があったところ。新たな指定地域等としては以下のとおり。

	これまでの指定地域*1	新たな指定地域（別紙参照）
国際物流拠点産業集積地域	旧自由貿易地域（那覇市）、 旧特別自由貿易地域（うるま市）	左記の2地域に加え、 那覇空港貨物上屋（B棟）*2、 那覇港新港埠頭地区

*1 従来、自由貿易地域又は特別自由貿易地域として指定されていた地域は、改正沖振法の施行日に国際物流拠点産業集積地域として指定されたものとみなされている。

*2 那覇空港では、アジア各都市と機動的な物資輸送を行うANAのハブ事業が開始するなど、国際貨物ハブ化が進展。

国際物流拠点産業集積地域

